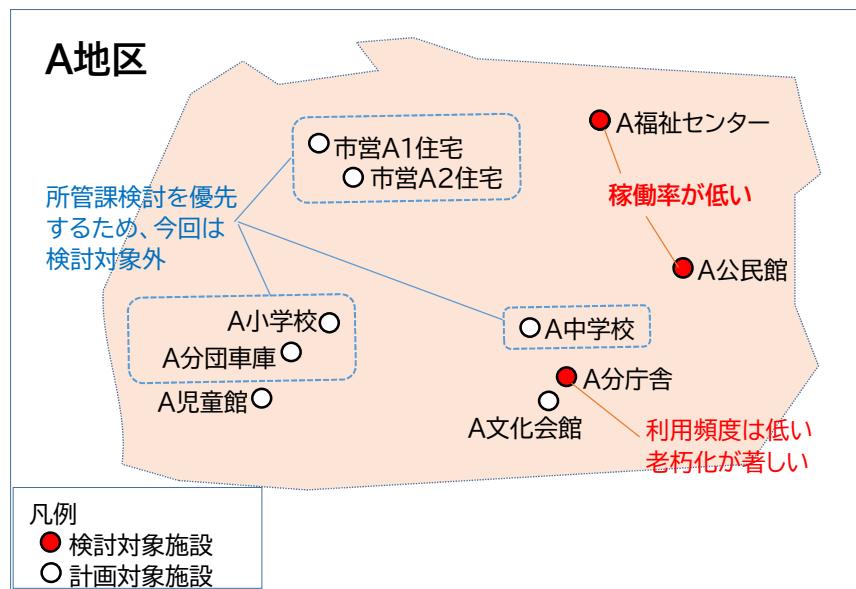


178施設の配置方針(素案)の作成フロー

【①地区別検討】 R6.7 第3回策定委員会



- ・検討対象は、類型1～16のうち下記の赤字の類型とする。
対象となる類型は、利用者数・稼働率・コスト等による分析を行い、課題がある施設を「検討対象施設」として選定。
集約・複合化、閉館、移転などの可能性を検討する。
- ・上記以外の類型は所管課検討を優先する類型であることから、今回は検討対象外とする。

類型別の方向性(素案)で示した23類型 (赤字:保有量の見直しについて言及した類型)

- 1.ホール・ギャラリー
- 2.図書館
- 3.集会施設、生涯学習施設
- 4.屋内運動施設
- 5.高齢者福祉施設
- 6.児童館等
- 7.支所・出張所
- 8.歴史館
- 9.学習等供用施設
- 10.観光・交流施設
- 11.農業センター
- 12.保健施設
- 13.障害者等施設
- 14.児童クラブ
- 15.その他の教育施設
- 16.庁舎等
- 17.市営住宅
- 18.保育所等
- 19.学校施設
- 20.消防署
- 21.分団車庫
- 22.その他行政施設
- 23.旧施設

↓

- ・課題への対応策として、配置パターンを検討
- ・所管課ヒアリング

【②配置方針原案】 R6.11 第4回策定委員会



- ・再編対象施設について、利用状況、コスト及び建物の状態等を踏まえ、配置方針原案を作成。その際の、類型別の利用圏域やコスト比較資料、代替機能の確保策を示す。
- ・所管課検討を優先する類型については、所管課検討内容を踏まえた配置方針案を示す。

例:A公民館、A福祉センターについて 2案比較

	稼働率
案① 長寿命化改修工事(A公民館)	250,000千円 A公民館:22%
長寿命化改修工事(A福祉センター)	300,000千円 A福祉センター:18%
	550,000千円
案② 長寿命化改修工事(A福祉センター)	300,000千円 A公民館修繕工事費(当面の利用に必要)
	50,000千円 350,000千円
	稼働率(見込み) 複合施設:38%



- ・実施時期等を含めた最終調整
- ・原案に対する意見の反映

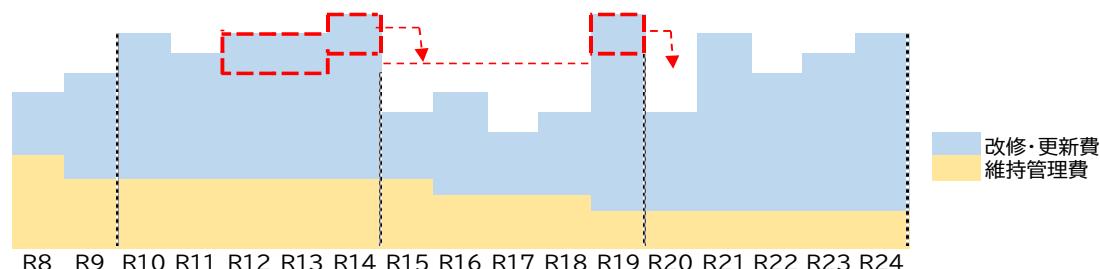
【③配置方針(素案)の策定】 R7.2 第5回策定委員会



「配置方針(素案)」を策定する。

- ・【②配置方針原案】に対する意見を反映・修正
- ・計画期間における実施内容を具体的に記載
- ・改修・更新費用及び維持管理費用を試算の上、実施時期の全体調整(事業費の平準化)を行う。(下のイメージ図のとおり)

改修・更新費用と維持管理費用のイメージ 平準化イメージ(赤点線)



施設名称	配置方針					内容	コスト(千円)	
		R5～R9	R10～R14	R15～R19	R20～R24		維持管理	改修・更新等
A文化会館	計画改修				→	令和元年度に長寿命化実施後、20年を目安に計画改修を実施。	60,000	350,000
A公民館	移転・閉館				→	利用者数の推移を見守りつつ、A福祉センターへの移転を検討	20,000	50,000
A福祉センター	複合化・長寿命化				→	利用者数の推移を見守りつつ、A公民館との複合化を検討	25,000	300,000
A児童館	計画改修		→			築20年を目安に計画改修を実施	15,000	80,000
A小学校	長寿命化	→				学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に工事を実施	50,000	1,500,000
A中学校	長寿命化	→				学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に工事を実施	55,000	1,800,000
市営A1住宅	廃止	→				新規募集を停止し、10年以内に利用者の移転を図る	3,000	-
市営A2住宅	長寿命化		→			市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に工事を実施	32,000	200,000
A分団車庫	継続	→				日常点検等により安全確認を行いつつ、継続的に利用	1,000	-
A分庁舎	閉館	→				代替機能の確保を検討しつつ、10年以内に閉館する。	5,000	-